

「平成24年 職員の給与に関する報告」追加資料

1 メンタルヘルス関係

＜長期療養者の状況＞

年度	長期療養者数 (人) 【a】	「精神及び行動 の障害」実数 (人) 【b】	「精神及び行動 の障害」が占める 割合(%)【b/a】	割合の増減 (前年度比)
19	299	164	54.8	+4.5%
20	324	184	56.8	+2.0%
21	296	161	54.4	△2.4%
22	253	139	54.9	+0.5%
23	256	140	54.7	△0.2%

※ 「長期療養者」とは、病気休暇期間が1箇月を超える者をいう。

※ 「精神及び行動の障害」とは、いわゆるメンタルヘルス不調のことをいう。

2 「精神及び行動の障害」を原因とした自殺者数について

職員の自殺者については、その原因の詳細については把握しておりません。平成16年度から23年度までの自殺者数は次のとおりです。

年度	自殺者数 (人)
16	1
17	2
18	5
19	5
20	2
21	3
22	4
23	2
合計	24

なお、「精神及び行動の障害」による長期療養者のうち、死亡した職員数は次のとおりです。この死亡者につきましては、その原因は自殺に特定されておりません。

(参考)「精神及び行動の障害」を原因とする長期療養中に死亡した職員の状況

年度	「精神及び行動の障害」 による長期療養者のうち、 死亡者数 (人)
16	0
17	1
18	3
19	1
20	0
21	0
22	2
23	0
合計	7

3 パワー・ハラスメント関係

(1) 苦情・相談件数

(単位：人)

年度	所属長への 相談	サービス相談員へ の相談	苦情・相談窓 口への相談 (総務局人事課)	(参考) 人事委員会 苦情相談制度
22	2	2	2	2
23	4	4	11	4

※ 各件数には、同一の相談による重複があります。

※ 「苦情・相談窓口（総務局人事課内に設置）」でパワー・ハラスメントを受け付けることとしたのは、平成23年度からです。

※ 同一の相談で、パワー・ハラスメントに加えて他の内容が含まれる相談も集計対象としています。

※ 行為を受けた職員からだけでなく、周りの職員からの相談も含まれます。

(2) 主な相談内容

- ・ 上司から、業務や指導の適正な範囲を超えた過度に厳しい叱責や暴言を受けた。
- ・ 上司や先輩・同僚から、無視をされたり、業務に関係のない人格的な部分を責められるような発言があった。
- ・ 上司から、業務上必要な情報を与えられなかったり、虚偽の発言をされる等、仕事の妨害を受けた。
- ・ 先輩から、飲み会の強制といった私事に関する強要があった。

※ パワー・ハラスメントの行為者は、上司のケースだけではなく、職場の先輩や同僚のケースがあります。

※ 行為の内容は、暴言や誹謗中傷等の精神的な攻撃の割合が多くなっています。

(3) 対応例

- ・ 苦情・相談窓口で相談があったものは、総務局人事課から所管局人事担当課に連絡し、パワー・ハラスメントの事実確認を行う。
- ・ パワー・ハラスメントの事実が確認されたときは、相談者の意向を確認の上、所属長等から行為者へ注意を行う、所属長及び当事者を交えて解決に向けて話し合いを行う、座席配置や業務分担を見直して当事者の接触をさけるよう職場環境に配慮する等といった対応を行っている。

※ 相談者の意向によって、所管局への連絡等具体的な対応を見合わせる場合があります。

人事委員会事務局調査課

200-3341